

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(案)概要

(1)改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和2年度(案)	令和3年度以降(案)
年間支給月数	3.72	3.68(0.04)	3.68(0.04)
6月	1.735	1.735()	1.715(0.02)
12月	1.735	1.695(0.04)	1.715(0.02)
3月	0.250	0.250()	0.250()

(2)施行期日

- ア 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- イ 令和3年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和3年4月1日

2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

(1)改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和2年度(案)	令和3年度以降(案)
年間支給月数	3.72	3.68(0.04)	3.68(0.04)
6月	1.735	1.735()	1.715(0.02)
12月	1.735	1.695(0.04)	1.715(0.02)
3月	0.250	0.250()	0.250()

教育委員会教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2)施行期日

- ア 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- イ 令和3年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和3年4月1日